

新型コロナウイルス感染症の影響による
国民健康保険税減免に関するQ&A

武蔵野市 健康福祉部 保険年金課

令和2年6月30日作成

令和2年7月16日修正

目次

1 申請について	P.1
Q1-1 : 令和元年度の保険税も減免されますか。	
Q1-2 : 申請窓口はどこですか。市政センターでもできますか。	
Q1-3 : 令和元年度と令和2年度の両方の減免申請をする場合、それぞれ申請する必要がありますか。	
Q1-4 : 令和元年中の収入・所得について、まだ確定申告が済んでいません。この場合、減免申請はできますか。	
Q1-5 : 武蔵野市に転入する前の自治体で申請していましたが、武蔵野市で再申請が必要ですか。	
2 減免対象の要件について	P.2
Q2-1 : 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。	
Q2-2 : 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。	
Q2-3 : 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか。	
Q2-4 : 新型コロナウイルス感染症の影響で内定が取り消されました。減免の対象となりますか。	
Q2-5 : 求職中ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で就職先が決まりません。減免の対象となりますか。	
Q2-6 : 「収入見込み額」とは、どのように算出すればよいですか	
Q2-7 : 減免対象世帯(2)の要件アの「収入」は、確定申告書の控えのどの部分の金額ですか。	
Q2-8 : 減免対象世帯(2)の要件アの「収入」は、源泉徴収票のどの部分の金額ですか。	
Q2-9 : 減免対象世帯(2)の要件アの「収入」に、雑収入や株の取引による収入は含まれますか。	
Q2-10 : 減免対象世帯(2)の要件アの収入の種類が複数ある場合について	
Q2-11 : 「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」について	
Q2-12 : 事業収入について前年比10分の3以上の減少見込みなのですが、前年中は必要経費の額が多かったため事業所得は0円でした。この場合減免の要件には当てはまりますか。	
Q2-13 : 減免対象世帯(2)の要件イ・ウの前年の「所得の合計額」に、何が含まれますか。	
Q2-14 : 減免対象世帯(2)の要件イ・ウの前年の「所得の合計額」に、所得控除は含まれますか。	
Q2-15 : 減免対象世帯(2)の要件ウの「減少見込みの所得」は、要件アに該当する収入の所得ですか。	
Q2-16 : 減免対象世帯(2)の要件ウの「減少見込みの所得以外の前年の「所得の合計額」」はどの範囲ですか。	
Q2-17 : 減免対象世帯(2)の要件ア～ウの収入・所得を見る年は、令和元年度保険税の減免申請と令和2年度保険税の減免申請との場合で異なりますか。	
Q2-18 : 前年の所得の中にマイナスの金額のものがある場合、要件イ・ウの前年の「所得の合計額」はどのように計算しますか。	
Q2-19 : 昨年、非自発的失業による軽減を申請し、令和2年度分の保険税も軽減が適用されています。減免の対象となりますか。	
Q2-20 : 既に他の軽減や減免を受けていますが、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となりますか。	
3 減免の対象となる保険税について	P.7
Q3-1 : 令和2年5月に、「令和2年度国民健康保険税(平成30年度相当分)」と書かれた納税通知書が届きました。納期限が令和2年6月1日となっていますが、これについては減免の対象となりますか。	
Q3-2 : 令和元年度の分を遡って加入した場合の減免対象範囲はどうなりますか。	
4 減免される金額の計算について	P.8
Q4-1 : 主たる生計維持者の前年の所得額が0円の場合、減免される額はどうなりますか？	
5 その他	P.8
Q5-1 : 申請したら、どのくらいで減免が決定されますか。	
Q5-2 : 減免決定前に支払いすぎた保険税は、還付されますか。	
Q5-3 : 減免と徴収猶予の違いは何ですか。	

1 申請について

Q1-1：令和元年度の保険税も減免されますか。

(回答)

一部が減免対象となります。減免対象となる範囲は、令和元年度分および令和2年度分の保険税のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものです。ただし、国民健康保険の加入手続きが遅れたことなどにより、令和2年1月以前の加入分に相当する保険税額が、令和2年2月1日以降の納期限の税額に含まれていたとしても、その令和2年1月以前の加入分に相当する保険税額の分の金額は減免の対象となりません（同じ納期限の中で、令和2年2月1日以降の加入分に相当する保険税額が含まれていた場合は、その令和2年2月1日以降の加入分に相当する保険税額の分の金額は減免の対象となります。）。

Q1-2：申請窓口はどこですか。市政センターでもできますか。

(回答)

申請は、原則郵送で受付いたします。市政センターでは受付いたしません。市役所保険年金課にお持ちになった場合は、受付いたしますが、その場では審査いたしませんのでご了承ください。

Q1-3：令和元年度と令和2年度の両方の減免申請をする場合、それぞれ申請する必要がありますか。

(回答)

恐れ入りますが、申請は各年度においてそれぞれ必要です（申請書をそれぞれご用意ください。）。また、添付書類につきましては、共通するものについては令和元年度・令和2年度の分をあわせて1部のみご提出ください。

Q1-4：令和元年中の収入・所得について、まだ確定申告が済んでいません。この場合、減免申請はできますか。

(回答)

今回の減免の要件である、前年の収入や所得には、確定申告された金額を用います。そのため、令和元年中の所得の確定申告をまだされていない場合は、減免要否の判定をすることができません。恐れ入りますが、確定申告をされてからご申請いただきますようよろしくお願いいたします（給与収入のみであった方については、事業所が申告している場合確定申告は不要です）。また、同一世帯内に18歳以上の未申告者（扶養控除の対象となっている方は除きます）がいる場合についても、減免額の正確な計算ができませんので、ご申告をさせていただいてから減免の申請をしてください。

Q1-5：武蔵野市に転入する前の自治体で申請していましたが、武蔵野市で再申請が必要ですか。

(回答)

再申請が必要です。

2 減免対象の要件について

Q2-1：主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

(回答)

基本的には国保上の世帯主です（保険証に記載されている世帯主です。）。

ただし、住民票上の同一世帯員であれば、国保上の世帯主ではなくても、申請者の申出で主たる生計維持者とすることができます。収入が一番多い方でなければならないわけではありません。ただし共働き等の場合であっても、「主たる生計維持者」は1名です。

Q2-2：「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。

(回答)

1カ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。申請時には、医師の診断書により確認いたします。

Q2-3：新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症にかかった、営業時間等の縮小のためアルバイトのシフトが減った、勤め先の業績悪化により解雇された等の理由で収入が減少した場合を指します。直接的・間接的であるかに問わず、新型コロナウイルス感染症が影響している可能性があることが条件です。新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合を除いて、その理由によって申請を却下するものではありません。

Q2-4：新型コロナウイルス感染症の影響で内定が取り消されました。減免の対象となりますか。

(回答)

減免対象世帯(2)要件ア～ウに該当すれば、減免の対象となります。申請の際に、内定が取り消

されたことがわかる書類をご提出ください。ただし、現在無職であるという理由だけで、未到来月の収入見込み額を0円とすることはできません。（前年同期の金額を見込んでください。）また、前年の所得が0円だった場合は、計算の結果減免額が0円となりますので、申請をしても減免されませんのでご注意ください。

Q2-5：求職中ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で就職先が決まりません。減免の対象となりますか。

（回答）

減免対象世帯(2)要件ア～ウに該当すれば、減免の対象となります。ただし、現在無職であるという理由だけで、未到来月の収入見込み額を0円とすることはできません（前年同期の金額を見込んでください。）。減免対象世帯(2)要件アに関しては、例えば無職の期間中、収入減少となり、現時点で既に収入減少額が前年の10分の3以上となっていれば、要件に該当します。現時点ではまだ収入減少額が前年の10分の3未満である場合は、収入減少期間が今後継続し、収入減少額が前年の10分の3に到達した時点で要件に該当し、減免の申請をすることができます。それまでの間、納期限が到来する税額分について納付が困難な場合は、徴収猶予の申請や収納相談をしてください。

Q2-6：「収入見込み額」とは、どのように算出すればよいですか

（回答）

令和2年中の収入見込み額の算出方法については、令和2年1月から直近の月までの収入実額に、その翌月から12月までの月ごとの収入見込み額を足して算出します。「12月までの月ごとの収入見込み額」の算出方法は、勤務日の減少から減収額を計算して収入額を算出する方法や、取引先の倒産等で回収不能となった金額を前年の同月収入額から引いて算出する方法が考えられます。

減収が明らかでない期間がある場合は、前年同期の同額を今年の収入として見込んでください。

Q2-7：減免対象世帯(2)の要件アの「収入」は、確定申告書の控えのどの部分の金額ですか。

（回答）

確定申告書Bで申告した方は、第一表の、収入金額等欄のア営業等収入・イ農業収入・ウ不動産収入・カ給与収入、第三表のナ山林収入の欄の金額をご記入ください。所得金額は、第一表の所得金額欄1 営業等所得・2 農業所得・3 不動産所得・6 給与所得、第三表の68山林所得の欄の金額をご記入ください。

確定申告書Aで申告した方は、第一表の、収入金額等欄のア給与収入の欄の金額をご記入ください。所得金額は、第一表の所得金額欄1 給与所得の欄の金額をご記入ください。

Q2-8：減免対象世帯(2)の要件アの「収入」は、源泉徴収票のどの部分の金額ですか。

(回答)

収入金額は「支払金額」欄を、所得金額は「給与所得控除後の金額」欄を確認してください。

Q2-9：減免対象世帯(2)の要件アの「収入」に、雑収入や株の取引による収入は含まれますか。

(回答)

含みません。減少する見込みの収入として認定する収入の種類は、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであり、雑収入、年金収入、株取引による収入など、その他は対象ではありません。

Q2-10：減免対象世帯(2)の要件アの収入の種類が複数ある場合について事業収入については、前年比10分の3以上の減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、二つの収入を合計した場合には前年比10分の3以上の減少には達しません。この場合は減免対象世帯(2)の要件アに当てはまりますか。 (2020/7/16修正)

(回答)

当てはまります。事業・給与・不動産・山林収入が10分の3以上減少しているかどうかは、収入の種類ごとに判定します。どれか一種類でも10分の3以上減少すれば、要件アに該当します。

Q2-11：「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」について国や都から支給される「特別定額給付金」「休業協力金」などの各種給付金は含まれますか。

(回答)

国や都から支給される各種給付金は、減少した収入から控除する額には含めません。

Q2-12：事業収入について前年比10分の3以上の減少見込みなのですが、前年中は必要経費の額が多かったため事業所得は0円でした。この場合減免の要件には当てはまりますか。

(回答)

要件には当てはまりますが、「減免される額」を算出する段階で前年の所得額0円を乗するた

め、計算の結果「減免される額」が0円となってしまうため、減免されません。

Q2-13：減免対象世帯(2)の要件イ・ウの前年の「所得の合計額」に、何が含まれますか。雑所得や株式の譲渡所得等は含まれますか。

(回答)

含めます。前年の「所得の合計額」は、総所得（事業所得・不動産所得・給与所得に加え、年金所得・雑所得等含む）、山林所得、申告分離課税所得（株式の譲渡所得等含む）のすべての所得を合計した金額です。退職所得金額は含まれません。

前年の「所得の合計額」は、医療費控除、社会保険税控除、配偶者控除、基礎控除(33万円)の各種控除については、控除する前の金額です。また、純損失・雑損失の繰越控除や長期・短期譲渡所得の特別控除については、控除した後の額となります。

Q2-14：減免対象世帯(2)の要件イ・ウの前年の「所得の合計額」に、所得控除は含まれますか。

例えば、配偶者控除や社会保険税控除等や、純損失・雑損失の繰越控除、長期・短期譲渡所得の特別控除は含まれますか。

(回答)

前年の「所得の合計額」は、医療費控除、社会保険税控除、配偶者控除、基礎控除(33万円)の各種控除については、控除する前の金額です。

また、純損失・雑損失の繰越控除や長期・短期譲渡所得の特別控除については、控除した後の額となります。

Q2-15：減免対象世帯(2)の要件ウの「減少見込みの所得」は、要件アに該当する収入の所得ですか。

(回答)

そのとおりです。

Q2-16：減免対象世帯(2)の要件ウの「減少見込みの所得以外の前年の「所得の合計額」」はどの範囲ですか。

例えば、前年の所得に事業所得・不動産所得・雑所得・株式譲渡所得の4種類の所得があり「減少見込みの所得」が事業所得のみの場合は、「不動産所得の額」を指しますか、それとも「不動産所得・雑所得・株式譲渡所得の合計額」を指しますか。

(回答)

その場合、後者の「不動産所得・雑所得・株式譲渡所得の合計額」を指します。

前年の「所得の合計額」は、総所得（事業所得・不動産所得・給与所得に加え、年金所得・雑所得等含む）、山林所得、申告分離課税所得（株式の譲渡所得等含む）のすべての所得を合計した金額です。退職所得金額は含まれません。

前年の「所得の合計額」は、医療費控除、社会保険税控除、配偶者控除、基礎控除(33万円)の各種控除については、控除する前の金額です。

また、純損失・雑損失の繰越控除や長期・短期譲渡所得の特別控除については、控除した後の額となります。

Q2-17：減免対象世帯(2)の要件ア～ウの収入・所得を見る年は、令和元年度保険税の減免申請と令和2年度保険税の減免申請との場合で異なりますか。

(回答)

同じです。いずれの場合も、要件中の「前年」はすべて令和元年を指します（令和元年中の収入・所得で判定します）。また、減免額を計算する際の「前年」についても同様です。

**Q2-18：前年の所得の中にマイナスの金額のものがある場合、要件イ・ウの前年の「所得の合計額」はどのように計算しますか。
例えば、前年比10分の3以上の減少が見込まれる収入が事業収入と給与収入のとき、前年の事業所得がマイナス200万円、給与所得が300万円、雑所得が400万円、株式の譲渡所得がマイナス100万円の場合、どうなりますか。**

(回答)

要件イ・ウの「前年の所得の合計額」の計算の際は、金額がマイナスの所得がある場合も通算します。ご質問の例の場合、要件イの「前年の所得の合計額」は、200万円

$(-200万円)+300万円+400万円+(-100万円)=400万円$ となり、要件ウの「減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額」は300万円 $(400万円+(-100万円)=200万円)$ となります。

Q2-19：昨年、非自発的失業による軽減を申請し、令和2年度分の保険税も軽減が適用されています。減免の対象となりますか。

(回答)

主たる生計維持者が非自発的失業による軽減制度を適用されている場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免については対象外です。ただし、非自発的失業による軽減適用となる給与

収入以外に減収見込みの事業収入等がある場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となる可能性があります。また、主たる生計維持者以外の方が非自発的失業による軽減対象となっている場合は、減免申請ができます。

Q2-20：既に他の軽減や減免を受けていますが、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となりますか。

(回答)

低所得者軽減については、軽減を受けていてもこの減免の対象となります。

旧被扶養者減免、東日本大震災減免、収監減免など、他の減免を受けている場合で、他の減免の対象者や対象期間が、新型コロナウイルス感染症の減免と異なる場合は、減免の申請をすることができます（2重に減免がかかる場合のみ、減免できません。）。

3 減免の対象となる保険税について

Q3-1：令和2年5月に、「令和2年度国民健康保険税（平成30年度相当分）」と書かれた納税通知書が届きました。納期限が令和2年6月1日となっていますが、これについては減免の対象となりますか。

(回答)

対象となりません。減免の対象となる年度は、令和元年度（平成31年度）と令和2年度のみです。平成30年度以前の分につきましては、納期限が令和2年2月以降に設定されていたとしても今回の減免の対象とはなりません。なお、過去の保険税が令和2年度に通知された場合、「令和2年度国民健康保険税（〇〇年度相当分）」と表示されます。

Q3-2：令和元年度の分を遡って加入した場合の減免対象範囲はどうなりますか。

例えば、武蔵野市の国民健康保険に令和元年の11月まで遡って加入する手続きを令和2年4月に行い、6月に初めて納税通知書が届き、11月分以降の保険税が令和2年6月30日の納期限で課税されています。この場合、令和元年度分は減免の対象になりますか。

(回答)

全部ではなく、一部が対象になります。令和2年1月以前の分が令和2年2月以降の納期限で課税されている場合は、令和2年2月分以降の保険税額を月割で計算し、その分の額が減免申請の対象額となります。質問の場合は、令和元年度分は11月から3月までの5か月分が令和2年6月30日までの納期限で課税されていますが、その金額のおよそ5分の2が減免対象となる範囲です。

4 減免される金額の計算について

Q4-1：主たる生計維持者の前年の所得額が0円の場合、減免される額はどれくらいですか？ (2020/7/16修正)

(回答)

「主たる生計維持者の減少した収入の前年の所得」または「主たる生計維持者と被保険者全員の前年の所得の合計」のどちらかひとつでも0円となる場合、計算の結果「減免される額」が0円となってしまうため、申請していただいても、減免されません。

5 その他

Q5-1：申請したら、どのくらいで減免が決定されますか。

(回答)

申請いただいてから、減免決定通知等が送付されるまでは時間がかかり、2ヶ月程度かかる場合もあります。また、受付件数によっては大幅に遅れる可能性があります。お時間をいただきますがご容赦ください。なお、申請書類に不備があると更に時間がかかる可能性があります。また、審査の結果、対象外となった場合は不承認決定通知書をお送りします。決定までに納付が困難な期別がある場合や、課税額が残る場合は徴収猶予申請や収納相談をしてください。

Q5-2：減免決定前に支払いすぎた保険税は、還付されますか。

(回答)

還付いたします。ただし、納期限を経過した未納付分がある場合は、そちらに充当します。減免決定後、保険税変更通知書や還付手続きのための書類をお送りし、還付金の振込み口座をご指定いただく書類に記入・押印のうえ、ご返送いただきます。ご返送いただいた書類の受領から還付金の振り込みまでに約2か月かかる場合がございます。お時間をいただきますがご容赦ください。

Q5-3：減免と徴収猶予の違いは何ですか。

(回答)

減免は、そのかたの課税額（納付すべき額）そのものが減額もしくは免除される制度です。徴収猶予は、最大1年間納税を猶予され、猶予期間内は延滞金がかかりませんが、課税額（納付すべき額）そのものは変わりません（納期限がおよそ1年後になるイメージです）。

徴収猶予の申請後に減免の申請をすることも可能です。例えば、課税額の全額について徴収猶予の申請をした後、減免が決定した場合、既に徴収猶予済みの税額についても減額もしくは免除されます。

参考

減免の対象となる世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯^{※1}の「主たる生計維持者^{※2}」が、次の（1）または（2）のいずれかに該当した場合に減免の対象となります。

※1「世帯」とは、同じ住民票に記載されているかたをいいます。

※2「主たる生計維持者」とは、原則国保上の世帯主（被保険者証に記載されている世帯主）を指します。

対象世帯（1）新型コロナウイルス感染症にかかった場合

要件	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯
減免対象となる範囲	令和元年度分及び令和2年度分の保険税のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期分
減免される額	全額

対象世帯（2）収入の減少が見込まれる場合

要件	<p>新型コロナウイルスの影響により、「収入^{※3}」の減少が見込まれ、次のア～ウの全てに該当する世帯（収入・所得はすべて主たる生計維持者のみの金額です。）</p> <p>ア. 令和2年の「収入^{※3}」が前年^{※4}に比べ10分の3以上減少（見込み）</p> <p>イ. 前年^{※4}の「所得の合計額^{※5}」が1000万円以下</p> <p>ウ. 減少見込みの所得以外の前年^{※4}の「所得の合計額^{※5}」が400万円以下</p> <p>※3「収入」とは、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のことです。 ※4「前年」とは、平成31年1月から令和元年12月までの1年間です。 ※5「所得の合計額」とは、総所得、山林所得、申告分離課税所得が含まれます。退職所得は含まれません。</p>															
減免対象となる範囲	令和元年度分及び令和2年度分の保険税のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期分															
減免される額	$\text{減免される額} = \frac{\text{対象保険税額 (ア)}}{\text{対象保険税額 (ア)}} \times \frac{\text{減免割合 (イ)}}{\text{減免割合 (イ)}}$															
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 対象保険税額 (ア) $A \times B \div C$ A：世帯の保険税額 B：主たる生計維持者の減少した収入の前年の所得 C：主たる生計維持者と被保険者全員の前年の所得の合計 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 減免割合 (イ) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>主たる生計維持者の前年の所得の合計</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>廃業・失業の場合 (所得によらず)</td> <td>10割</td> </tr> </tbody> </table> </div>	主たる生計維持者の前年の所得の合計	割合	300万円以下	10割	400万円以下	8割	550万円以下	6割	750万円以下	4割	1,000万円以下	2割	廃業・失業の場合 (所得によらず)	10割
主たる生計維持者の前年の所得の合計	割合															
300万円以下	10割															
400万円以下	8割															
550万円以下	6割															
750万円以下	4割															
1,000万円以下	2割															
廃業・失業の場合 (所得によらず)	10割															